平成２８年（フ）第５６０号
仙台市太白区大野田１丁目２番36号　クローバー101
破産者　笹谷　文教
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
宮城県登米市中田町上沼字大泉門畑93番地
破産者　菅原　千秋
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第２５号
秋田市桜１丁目４番31号、前住所秋田市楢山本町４番７号
破産者　鎌田　　壽
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１９号
埼玉県北本市本宿８丁目47番地　関根ハイツ203
破産者　横田　光明
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６７号
埼玉県川口市戸塚東１丁目７番４号　セントラルハイツ101
破産者　武川　忠男
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１５号
さいたま市大宮区三橋４－875－２　大宮諏訪の苑（特別養護老人ホーム）、住民票上の住所さいたま市中央区本町東２丁目７番９号豊和ハイツ103　（旧住所）さいたま市岩槻区上野６丁目３番地10　介護付有料老人ホームヒューマンサポート岩槻
破産者　武山　正孝
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２８号
東京都町田市つくし野４丁目34番地６
破産者　松尾香奈子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６１号
川崎市多摩区長尾２－９－８－202、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川５丁目１番地の１　ソレーユ101
破産者　吉岡　秀充
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１５７号
横浜市南区南吉田町２丁目28番地１　ホーユウパレス吉野町904号
破産者　谷口　順美
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５１号
横浜市磯子区岡村４丁目20番８号　岡田邸２階
破産者　目黒　智之
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３１５号
横浜市南区日枝町５丁目140番地２　ライオンズマンション日枝町203
破産者　舩越　智恵
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８５号
神奈川県厚木市長谷1153番地２　メゾン・ド・ファミーユＣ－101
破産者　横尾　和弘
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７９号
神奈川県伊勢原市高森７丁目６番地の14　ロイヤルメゾン高森201号
破産者　矢島　　大
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３９号
神奈川県秦野市曽屋6012番地の19
破産者　遠藤久美子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８６号
長野県松本市浅間温泉２丁目１番30号
破産者　中川満美子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５９号
長野県松本市寿台８丁目３番15号
破産者　三溝千鶴子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５０３号
静岡市清水区入江３丁目９番26号　ソレイユ入江305
破産者　若月　貴士
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部